



平成 28 年 1 月 28 日

鳥取市長 深 澤 義 彦 様

鳥取市国民健康保険運営協議会

会 長 岡 崎 誠



国民健康保険事業の運営について (答申)

平成 28 年 1 月 21 日付け発福保第 1453 号で諮問のありましたこと
について、当協議会において審議した結果、別添のとおり結論を得
たので答申します。

答 申 書

(平成28年1月28日)

鳥取市国民健康保険運営協議会

(概 況)

国民皆保険制度の基盤をなす国民健康保険制度は、他の医療保険に属さない無職世帯、低所得者、高齢者が被保険者の多くを占める一方、医療の高度化や急速な高齢化の進行によって医療費が年々増加するなど、財政運営は全国的に厳しい状況にある。

これらの国保が抱える構造的な課題解消のため、国の社会保障と税の一体改革において持続可能な医療保険制度への転換が進められている。

このような状況の中、鳥取市の国民健康保険事業は、徴収体制の強化により、低迷していた保険料収納率を向上させる対策を講じたことにより、保険料収入の確保が見込める状況となった。

また、将来の安定した事業運営と被保険者の健康増進のため、医療費適正化対策を積極的に推進しており、ジェネリック医薬品の利用勧奨、特定健診・特定保健指導の実施率向上、糖尿病等生活習慣病の重症化予防などに重点的に取り組んできた。

この結果、平成23年度以降、保険料率を引き上げることなく安定的な運営を堅持し、国保運営準備基金の残高は、約11億円となり、不測の支出に備えて恒常的に保有すべき基金の額と予備費の財源を確保するに至っている。

平成27年度は、国保財政の基盤強化のための国の財政支援もあり、国保料率の大幅な引き下げが実現できたほか、平成26年度に策定した「鳥取市保健事業実施計画（データヘルス計画）」に沿った積極的な保健事業を展開し、被保険者の生涯にわたる健康づくりと国民健康保険財政の安定化に向けて取り組んでいるところである。

このような経過と現状を踏まえ、今後の鳥取市の国保事業の運営に関する諮問について、慎重に審議した結果、次の結論を得たので答申する。

1 保険料の賦課限度額について

「平成 28 年度税制改正の大綱（平成 27 年 12 月 25 日閣議決定）」に基づき、平成 28 年度の国民健康保険料の賦課限度額は、基礎賦課額（医療分）が 54 万円（現行 52 万円）、後期高齢者支援金分保険料が 19 万円（現行 17 万円）に引上げる政令改正が行われる予定である。

鳥取市の賦課限度額に係る諮問については、中間所得層の負担軽減に資するとする国の趣旨を踏まえ、諮問どおりとすることが適当である。

（賦課限度額）

賦課限度額を国の改正に合わせて、以下のとおりとする。

- ・基礎賦課額（医療分） 54 万円（現行 52 万円）
- ・後期高齢者支援金分 19 万円（現行 17 万円）
- ・介護納付金分 16 万円（現行どおり）

※参考 賦課限度額の推移

基礎賦課額分

（単位：千円）

		22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
国	基準	500	510	510	510	510	520
鳥取市	実績	500	510	510	510	510	520
	国基準との差	0	0	0	0	0	0

後期高齢者支援金分

（単位：千円）

		22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
国	基準	130	140	140	140	160	170
鳥取市	実績	130	140	140	140	160	170
	国基準との差	0	0	0	0	0	0

介護納付金分

（単位：千円）

		22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
国	基準	100	120	120	120	140	160
鳥取市	実績	100	120	120	120	140	160
	国基準との差	0	0	0	0	0	0

2 保険料率について

平成28年度の鳥取市の国民健康保険事業は、被保険者に占める前期高齢者の割合の上昇などの要因によって保険給付費の支出額が増加する見込みであるが、この財源として前期高齢者交付金が増額されることや、保険料の収納率の向上、医療費適正化などのさらなる経営努力によって、現行どおりの保険料率であれば、事業費の支出に関して余剰が生じる試算が示された。

この試算結果をもとに、平成28年度の保険料率について検討した結果、国保運営準備基金の保有額が一定の規模に達し、かつ収支の均衡が可能な現状においては、国保事業の安定運営を損なわない限りにおいて、被保険者の保険料負担の軽減に努めるべきとの意見で一致し、諮問どおり保険料率を引き下げる事が適当である。

(保険料率)

平成28年度の保険料率を以下のとおりとする。

基礎賦課額（医療分）

現 行			
所得割	資産割	均等割	平等割
7.2%	16.4%	23,000 円	26,000 円

平成28年度			
所得割	資産割	均等割	平等割
7.1%	16.0%	22,000 円	23,000 円

後期高齢者支援金分

現 行			
所得割	資産割	均等割	平等割
2.6%	4.40%	8,500 円	6,500 円

平成28年度			
所得割	資産割	均等割	平等割
2.6%	4.4%	8,400 円	6,200 円

介護納付金分

現 行			
所得割	資産割	均等割	平等割
2.2%	4.40%	9,000 円	6,200 円

平成28年度			
所得割	資産割	均等割	平等割
2.3%	4.8%	9,000 円	6,000 円

当協議会の意見として

平成28年度の鳥取市の国民健康保険事業の運営において、保険料率の引き下げが可能な見通しが示されたことは、当協議会としても望ましい状況である。国保の被保険者の多くを占める年金生活者や退職者、低所得者にとっては、保険料の負担感は依然として重く、保険者としてのさらなる努力を求めるものである。

また、平成30年度に予定されている財政責任主体の都道府県への移行に当たっては、保険料負担水準が現行より加重されないことが重要であり、今後の協議に向けて、県への納付金額の見込み、保険料の賦課方法、国保運営準備基金の保有の在り方など、早期に見通しを立てる必要がある。

一方、保険料のさらなる軽減のためには、疾病の予防・重症化対策に重点的に取り組む必要があり、引き続き医療費の増加を抑制する努力も必要である。

これらの状況を踏まえ、当協議会は、今後の財政の健全化及び被保険者のさらなる負担軽減のため、収支両面にわたる効果的な取組みに一層努められるよう、次の点について意見を申し述べる。

- 1 国保の運営主体の都道府県への移行に際しては、国保制度が持つ構造的な問題の解消に資するための財政支援の確実な履行と、保険料負担の軽減と地域間格差の平準化につながる制度設計となるよう国・県へ強く要望すること。
- 2 被保険者に不公平感が生じないよう保険料の徴収に引き続き努力し、収納率向上により一層努めること。
- 3 鳥取市の国保財政の健全化と被保険者の負担軽減を両立させるためには、医療費の抑制に向けた取り組みが不可欠であるため、以下に掲げる事業について、より一層の充実を図ること。
 - (1) ジェネリック医薬品（後発医薬品）の普及・促進に引き続き努めるとともに、医療費の適正化を総合的に推進していくこと。
 - (2) 鳥取市保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき、健診データ、レセプトデータなどを活用した効果的な保健事業の推進を図ること。
 - (3) 特定健康診査・特定保健指導の受診率・実施率の向上に努め、関係機関と連携して市民の健康の保持・増進に努めること。